



お知らせ

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2026年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月1日から実施します。なお、2026年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月1日に発送します。

○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自己の土地・家屋の固定資産税評価額が適正であるか判断できるよう、他の土地・家屋の評価額を確認できます。

○固定資産課税台帳の閲覧

自己の資産に対する課税内容を具体的に確認していただくため、土地・家屋は名寄せの写しを、償却資産は課税台帳の写しを交付します。

縦覧・閲覧ができる方①納税義務者、その同居の親族及び納税管理人(同居でも別世帯の方は委任状が必要)②代理人(納税者が自署〔法人の場合は代表者印を押印〕した委任状または代理人選任届が必要)

●本人確認書類をお持ちください

①官公署が発行した写真付きの書類1点(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)②上記①の書類がない場合は、次の書類2点/組み合わせは、(イ)で2点または、(イ)と(ロ)で1点ずつです。
(イ)官公署が発行した写真無しの書類(公的医療保険制度の資格確認書、介護保険証、年金手帳及び証書、納税通知書等)/健康保険証は2025年12月1日で有効期限が満了したため、本人確認書類として使用できません。

(ロ)その他(法人が発行した写真付きの身分証明書等)

縦覧・閲覧期間4月1日(水)～6月1日(月)の午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)場資産課税(市庁舎2階)/郵送でも申請可能です。郵送申請の詳細は、市HPをご覧ください。お問い合わせください。

問資産税課☎724-2116、2118

○借地・借家人等の固定資産課税台帳の閲覧

土地や家屋を有償で借りている方や1月2日以降に所有権を得た方等は、権利の対象となる資産のみ固定資産課税台帳の閲覧申請ができます。

必要な書類本人確認書類(縦覧・閲覧と同じ)と権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利者が記載されている登記全部事項証明書等)をお持ちください。また、代理人に依頼する場合は、権利者が自署(法人の場合は、代表者印を押印)した委任状または代理人選任届が必要です。**縦覧期間**4月1日(水)からの午前8時30分～午後5時/4月上旬は混雑が予想されるため、時間に余裕をもって申請してください。**場**市民税課(市庁舎2階)**費**1件300円

問市民税課☎724-2874

○相続登記が義務化されました

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。詳細は東京法務局HPをご覧ください。

問東京法務局登記電話案内室☎03-5318-0261

シニア

高齢者向け運動教室

インストラクターの指導のもと運動します。レッスン終了後1時間は、マシンジム・お風呂・サウナなどの施設利用も可能です。

●①**高齢者プール教室** プール内でウォーキングや筋力トレーニング、泳法のレッスンをを行います。

日5月12日、19日、26日、6月2日、9日、16日、23日、30日、いずれも火曜日午前9時30分～10時30分、全8回

●②**高齢者健康運動教室** 筋力トレーニングやストレッチを始め、姿勢改善や転倒予防、認知機能向上に効果的な運動をします。

日5月11日、18日、25日、6月1日、8日、15日、22日、29日、いずれも月曜日午前8時30分～9時30分(5月11日、6月29日のみ午前8時20分から)、全8回

◇
※市内在住の65歳以上で、これまでメガロス町田を利用したことのない方/医師から運動制限等を受けている方はご遠慮ください。**場**メガロス町田(森野)**定**①15人②20人/申し込み順**費**各5000円(税込み)/初回に交通系ICカード、クレジットカード、二次元コードでお支払いいただきます。**日**4月2日正午～8日にイベントダイヤル(☎724-5656)またはイベシス**コード**①260402B②260402Aへ/①②の両教室を同時に申し込むことはできません。**問**メガロス町田☎710-6500、町田市高齢者支援課☎724-2146

高齢者のスマートフォン購入費を助成します

市では、65歳以上の高齢者を対象とした、スマートフォン購入費補助と操作方法の習得支援を実施します。受付開始時期や補助条件、申請方法等の詳細は、6月以降に本紙及び市HP等でお知らせします。

※市内在住の、2027年3月末時点で満65歳以上の方

問いきいき総務課☎724-3291

該当する方は申請を 各種福祉手当

問障がい福祉課☎724-2148 **FAX**050-3101-1653

各種手当の概要は下表のとおりです。手当によって認定要件や提出書類が異なりますので、申請の前にお問い合わせください。また、認定とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。なお、手当受給中の方は支給日をご確認ください。

4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)	支給日
障害児福祉手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③常時介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	1万6560円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月8日(金)(2月～4月分) 8月10日(月)(5月～7月分) 11月10日(火)(8月～10月分) 2027年2月10日(水)(11月～1月分)
特別児童扶養手当	①～④のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護する父母または養育者 ①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害については4級の一部を含む)②愛の手帳所持者(軽度の方は該当しない場合有り)③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいまたは精神障がいがある④重複障害(個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも該当有り) ※所定の診断書で審査します(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	手当等級1級=5万8450円 手当等級2級=3万8930円 ※請求の翌月分から支給されます。	4月期(12月～3月分) 8月期(4月～7月分) 12月期(8月～11月分) ※11日までに支給。 ※国から支給されます。
特別障害者手当	①～③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③上記①②と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	3万450円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月8日(金)(2月～4月分) 8月10日(月)(5月～7月分) 11月10日(火)(8月～10月分) 2027年2月10日(水)(11月～1月分)
心身障害者福祉手当	①～④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円 ※請求の当月分から支給されます。	4月24日(金)(12月～3月分) 8月25日(火)(4月～7月分) 12月25日(金)(8月～11月分)
重度心身障害者手当	①～③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円 ※請求の当月分から支給されます。	毎月20日までに前月分を支給 ※都から支給されます。

※扶養義務者…申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等/上記支給日以外に支払いを行うこともあります/支給日が土・日曜日、祝休日の場合は、原則としてその直前の金融機関営業日を支給日とします。

お口のチェックは定期的に！ 歯科健診等のご案内

問保健予防課☎725-5437

実施歯科医療機関に直接予約し、健診時は本人確認書類をお持ちください。実施歯科医療機関は各市民センター(南を除く)等で配布しているチラシ、市HP(各右下記二次元コード)をご覧ください。生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方等は無料です。

【歯科口腔健康診査】

歯周疾患は成人期に急増します。予防と早期発見・早期治療が大切です。

※市内在住の18～70歳の方



受診期間2027年3月31日まで

場市内の実施歯科医療機関

費500円

【高齢者歯科口腔機能健診】

歯や歯ぐきの検査に加え、お口の機能(噛む力や飲み込む力)を、問診と簡単なテストで判定します。

※市内在住の71歳以上の方

受診期間2027年3月31日まで

場市内の実施歯科医療機関



費600円

【口トレでオーラルフレイル予防！】

噛んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを「オーラルフレイル」といいます。「オーラルフレイル」は身体の衰え(フレイル)にもつながるため、お口の体操を行い、フレイル対策をすることが大切です。

町田市オリジナルの体操動画「口トレ」では口腔機能を維持するためのトレーニングを紹介しています。動画のDVDや、リーフレットの配布も行っていますので、ご希望の方はお問い合わせください。

